＜抜粋＞　「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱

（広告掲載の範囲）

第３条　広告掲載は、市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

２　広告内容は、必ず履行できる内容であること。

３　次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しない。

（１）選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する広告

（２）広告主の代表者等の写真等を含む広告

（３）社会問題や係争中の事案に係る声明広告

（４）国内世論が大きく分かれている事項に関する広告

（５）第三者を誹謗、中傷又は排斥する広告

（６）宗教団体による布教推進を主目的とする広告

（７）非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告

（８）広告媒体の紙面、画面構成又は主要な使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められる広告

（９）市が推奨しているかのような誤解を与える広告

(10)人材募集や学習塾・各種レッスン教室等の生徒募集広告

(11)水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告

(12)暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現を用いた広告

(13)残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告

(14)暴力又はわいせつ性を連想・想起させる広告

(15)ギャンブルを肯定する広告

(16)青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告

(17)消費者保護の観点から適切でない広告

(18)誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示又は誤解を招くおそれのある表現を用いた広告

(19)投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告

(20)マルチ商法、催眠商法等を悪質商法と認められる事業に関する広告

(21)法律の定めのない医療類似行為の広告

(22)法令で認められていない業種・商品の広告

(23)前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（規制業種又は事業者等）

第４条　次の各号に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種

(2)大阪府青少年健全育成条例(昭和59年大阪府条例第４号)の規定により規制を受ける業種その他これに類する業種

(3)貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(4)武器等の製造業又は武器等の販売業

(5)たばこ製造業又はたばこ卸売業

(6)ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじを除く。)

(7)投機的商品に関する業種

(8)債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種

(9)占い・運勢判断に関する業種

(10)興信所・探偵事務所等

(11)私的な秘密事項の調査に関する業種

(12)法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(13)法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(14)暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

(15)民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者

(16)広告の内容に関する法令に違反している事業者

(17)公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者

(18)問い合わせ先や連絡先が個人宅固定電話番号又は携帯電話番号となっている事業者等（本市の指名登録業者は除く）

(19)前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象外の業種又は事業者であって、市の広告媒体に掲載するのに相応しくないと思われる業種や事業者等